

# 入札公告

補助公共 社会資本総合整備（防災・安全）（地方道舗装） 舗装補修工事 その2 に係る一般競争入札を超簡易型総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

令和2年9月15日

群馬県

契約担当者 群馬県館林土木事務所長 小竹 彰

## 記

- 1 担当部局 〒374-0052  
群馬県館林市栄町23-1  
群馬県館林土木事務所  
総務係（事務担当）、工務第一係（工務担当）  
電話 0276-72-4355（代）
- 2 工事の概要
  - (1) 工事名 補助公共 社会資本総合整備（防災・安全）（地方道舗装）  
舗装補修工事 その2
  - (2) 工事場所 主要地方道 足利千代田線  
邑楽郡 大泉町北小泉三丁目 地内
  - (3) 工事概要 舗装工(L=100.0m、W=9.0m)  
表層 A=900.0m<sup>2</sup>  
中間層 A=900.0m<sup>2</sup>  
基層 A=900.0m<sup>2</sup>  
路上再生路盤 A=900.0m<sup>2</sup>  
区画線工一式
  - (4) 工期 着工令和2年10月15日～完成令和3年3月16日（予定）
- 3 入札参加形態 単体による参加
- 4 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で

復権を得ない者でないこと。

- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第1項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、(2)及び(3)において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。

- (4) 群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (7) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 群馬県の令和2・3年度建設工事入札参加資格者名簿における舗装工事の総合評定値が850点以上の者であること
- (9) この公告の工事と同種の工事である高速道路、国県市町村道の車道部における舗装工事を過去10年以内で施工した実績を有する者であること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
  - ア 元請として施工し、平成22年4月1日以降に完成引渡しを完了していること。
  - イ 共同企業体の構成員にあつては、出資比率が20%以上のものに限る。
  - ウ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事であること。
  - エ 国、特殊法人等又は地方公共団体が事業主体となって委託発注した工事であること。
  - オ 地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託工事であること。
- (10) この公告の工事に対応する許可業種に係る主任技術者を工事期間中に配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 入札参加資格の確認申請前において、3か月以上継続して雇用している者であること。
- (11) 館林土木事務所管内に建設業法に基づく本店があること。

## 5 入札説明書の配布期間及び方法

- (1) 配布期間 令和2年9月15日(火)から令和2年9月25日(金)までの毎日
- (2) 配布方法 ぐんま電子入札共同システムによる  
URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/index.html>

## 6 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和2年9月15日(火)から令和2年9月25日(金)午後4時まで
- (2) 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる  
同システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

## 7 総合評価落札方式に関する資料(以下「評価項目算定資料」という。)の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間 令和2年9月15日(火)から令和2年9月25日(金)午後4時まで  
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までの時間を除く)
- (2) 提出場所 〒374-0052  
群馬県館林市栄町23-1  
群馬県館林土木事務所 総務係 電話 0276-72-4355 (代)
- (3) 提出方法 評価項目算定資料は、直接持参するものとし、郵送又は電子メール等によるものは認めない。

## 8 入札手続等

- (1) 入札開始日時 令和2年10月8日(木)午前9時
- (2) 入札書提出締切日時 令和2年10月13日(火)午後4時
- (3) 内訳書開封予定日時 令和2年10月13日(火)午後4時01分
- (4) 開札予定日時 令和2年10月14日(水)午前9時
- (5) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札

## 9 落札者の決定

- (1) 開札後に総合評価方式による審査を行い落札者を決定する。
- (2) この入札は低入札価格調査制度を適用するので、落札候補者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施して履行の確保が図れるか否か調査、検討したうえで落札候補者を決定する。低入調査の対象となった者は、低入調査の実施に協力すること。
- (3) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (4) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。

## 10 その他

- (1) この入札に係る詳細は、入札説明書による。
- (2) この入札に係る情報は、電子入札システムにより入手すること。